

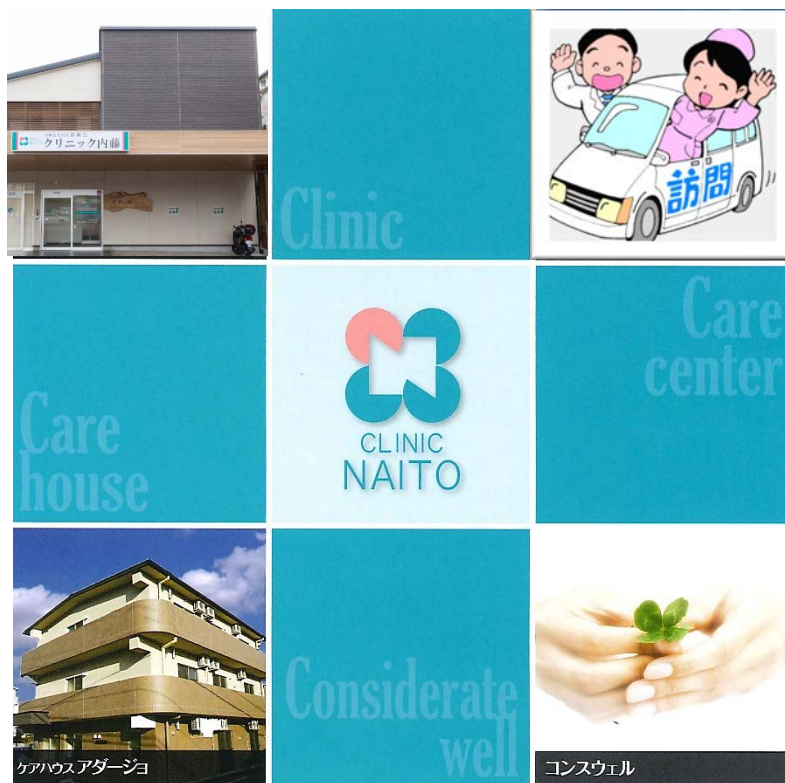


医療法人社団温新会クリニック内藤

# 在宅医療のごあんない

機能強化型在宅療養支援診療所

—生活を支える医療から終の棲家まで—



1. 在宅医療とは
2. 在宅自己負担金の例
3. 在宅医療の加算算定
4. 多職種連携
5. お尋ね下さい



# 1. 在宅医療とは

当院は在宅医療を支える連携型機能強化型在宅療養支援診療所、在宅緩和ケア充実診療所届出機関です。

●在宅医療とは通院困難な患者さんが生活をする自宅又は施設などに医師又は医療関係者(訪問看護師、歯科医師、薬剤師、栄養士、訪問リハビリ(PT/OT/ST))が直接訪問して医療を継続することをいいます。(多職種連携)

## ●対象の方

- ① 病気やけがなどで寝たきり状態の方
- ② 疾患にかかわらず通院が困難という方
- ③ がん・末期・難病・重度障害の方
- ④ 病院から退院した後のケアが必要な方
- ⑤ 最期まで住み慣れたご自宅で過ごされたい方
- ⑥ 医療機器の管理が必要



## ●当院での自宅で継続可能な医療処置は次の通りです。

- ・呼吸管理
  - 酸素療法
  - 人工呼吸器管理
  - 気管切開部の処置
- ・栄養管理
  - 中心静脈栄養
  - 経管栄養(胃瘻、経鼻栄養等)
- ・排泄管理
  - 自己導尿
  - 膀胱留置カテーテル
  - 人工肛門などの処置
- ・その他
  - 点滴注射
  - 麻薬による疼痛コントロール
  - 輸血療法
  - 胸水、腹水穿刺等



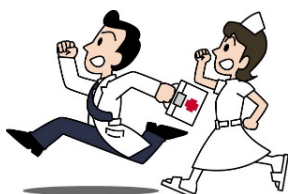
そのための

- 24時間連絡体制
- 往診体制(計画以外の訪問)
- 緊急訪問看護体制
- 緊急入院受け入れ態勢の確保

の4要件を満たしています。

かつ

- 計画的な医学管理の下に、月2回以上の定期的な訪問診療を行った場合に在宅時医学総合管理料(在医総管)を算定します。



## 2. 自己負担金の例

### ① 医療保険による医療費（医師の訪問費用のみ）

在宅時医学総合管理料（月 1 回） （処方箋交付につき）	46,000～ 54,000 円
訪問診療料（1 日につき） 8,330 円×2 回	16,660 円
合計	70,660 円

（例）自己負担金額

- 1 割負担の場合 7,070 円
- 2 割負担の場合 14,130 円
- 3 割負担の場合 21,200 円

※ 施設の場合は算定方法が異なります。

●保険による上限がある方はその金額までになります。

（1 割負担：14,000 円、3 割負担：44,400 円）

●病状の変化により、複数回の往診や検査があった場合は変動します。

### ②その他かかる費用

●介護保険による居宅療養管理指導費（ひと月 2 回まで）が請求されます。

#### ●医療保険内

往診、検査、レントゲン、処置、  
点滴注射指導管理料とその加算、特定保険医療材料など

#### ●医療保険外

衛生材料（プラスチックグローブ等）、診断費、証明書、予防接種など

#### ●その他

薬局でのお薬代、指導料、配達料



### 3. 在宅医療の加算算定

在宅医療は各医療機関において多様な取り組みとなっておりますが、厚労省の設置基準より行っています。

症状の重症度などにより加算算定が複雑になっていきますので御理解をお願いします。

- ① 重症者加算
- ② 在宅移行早期加算
- ③ 緊急往診加算 ・ 夜間往診加算 ・ 深夜往診加算
- ④ 携帯用酸素ボンベ加算 ・ 酸素濃縮装置加算  
・ 呼吸同調式デマンドバルブ加算 ・ 人工呼吸器加算(陽圧式人工呼吸器)
- ⑤ 注入ポンプ加算 ・ 在宅成分栄養経管栄養栄養法用輸液セット加算
- ⑥ 排痰補助装置加算 ・ 気管切開患者人工鼻加算
- ⑦ 在宅ターミナルケア加算

など、多種にわたっていますのでご不明な点がございましたら問い合わせください  
ますようお願い申し上げます。

### 4. 多職種連携



在宅医療には安心して療養できる環境整備が重要です。当院では多職種連携を取りながらの診療を心掛けております。

#### ◎医療法人社団温新会の運営する医療・介護サービスの御利用は

- ・ 訪問看護ステーションコンスウェル
- ・ 居宅介護支援事業所コンスウェル
- ・ 訪問介護事業所コンスウェル
- ・ ケアハウスアダージョ（サービス付き高齢者向け住宅 18 室）

#### ◎訪問薬局による薬剤配達と訪問薬剤指導

#### ◎その他、近隣の訪問看護ステーション、介護事業所等と連携を

図っており  
ます



#### 👉ポイント

介護サービスをうまく利用して、患者様、ご家族様が楽に過ごせるように  
しましょう。

## 5. お尋ね下さい



### ●在宅医療は入院でも外来通院でもありません。

あなたの住んでいる家又は今あなたが生活をしている施設（家）に往診や訪問診療を使って医療者が伺って行う医療です。在宅医療では各居室までの距離や時間帯休日等の条件により多少時間がかかりますので御了承下さい。

### ●家には家族が共に生活をしています。

色々な職種の皆さんにお手伝いをして貰って下さい。今では介護保険サービスを上手に使って大きな気配りが出来ます。訪問看護師やケアマネージャー（介護支援専門員）に相談できます。

### ●ケアマネージャーや医療事務職員にとことんお尋ね下さい。

医療保険と介護保険の仕組みや単位設定は複雑な部分が多々ありますので「相談」することで家での医療・生活がスムーズに進みます。

（外来通院<在宅医療<入院医療 の順に医療費が増大します）

### ●電話での連絡体制を確認しておいて下さい。

### ●訪問診療時間

当院では、平日の午前（10時～12時）午後（13時～16時）としております。ご相談の上決定させていただきますが、時間調整に関しましては皆様には多少の時間前後の了承いただくことになります。



これからの、「介護」と「医療」のご提案

〒664-0023 伊丹市中野西2丁目207

医療法人 社団温新会 クリニック内藤

TEL 072-777-7700

